

津奈木町

循環型社会形成推進地域計画



平成 26 年 11 月

熊本県津奈木町

## 津奈木町 循環型社会形成推進地域計画 目次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	・・・	1
	(1) 対象地域	・・・	1
	(2) 計画期間	・・・	1
	(3) 基本的な方向	・・・	1
	(4) 広域化の検討	・・・	2
2	循環社会形成推進のための現状と目標	・・・	3
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状	・・・	3
	(2) 生活排水の処理の現状	・・・	4
	(3) 一般廃棄物等の処理の目標	・・・	5
	(4) 生活排水処理の目標	・・・	6
3	施策の内容	・・・	7
	(1) 発生抑制、再使用の推進	・・・	7
	(2) 処理体制	・・・	8
	(3) 処理施設の整備	・・・	10
	(4) 施設整備に関する計画支援事業	・・・	10
	(5) その他の施策	・・・	11
4	計画のフォローアップと事後評価	・・・	12
	(1) 計画のフォローアップ	・・・	12
	(2) 事後評価及び計画の見直し	・・・	12
5	様式		
	(様式1) 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	・・・	14
	(様式2) 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	・・・	17
	(様式3) 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	・・・	18
6	資料		
	参考資料様式1 施設概要(リサイクル施設系)	・・・	20
	参考資料様式1 施設概要(浄化槽系)	・・・	21
7	別添		
	現状と目標のトレンドグラフ	・・・	24
	津奈木町の位置図	・・・	26
	計画地域内施設の現況と予定	・・・	27

# 津奈木町 循環型社会形成推進地域計画

津奈木町

平成26年11月17日

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名	熊本県葦北郡津奈木町
面積	33.96 km <sup>2</sup>
人口	5,102人(平成26年4月1日:住民基本台帳人口)
その他	過疎地域に該当

### (2) 計画期間

本計画は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

津奈木町は、熊本県南部に位置し、美しいリアス式海岸と海産物の豊富な不知火海が隣接している。本町は、温暖な気候で急峻な農地を有しデコポン等の柑橘類の生産に適し、その柑橘類は本町の特産品となっている。

本町では、住民と共同により、容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法の施行に伴い廃棄物のリサイクルの推進を行い、生ごみについても堆肥化を行っており、平成25年度現在で22品目の分別収集に取り組んでいる。

現状では、ごみ排出量は平成16年度の1,059tから平成25年度の880tと約16.9%減少し、ごみ減量化が進み、リサイクル率については平成16年度に48.7%、平成25年度も51.8%で、平均49.5%と高水準で推移している。

しかし、その反面、設備については、廃炉となった焼却施設の一部と処理場の敷地内に一時保管場所等を整備しているが、旧焼却施設の一部を利用した作業場及び圧縮機器の老朽化等施設の整備が不十分である。

今後は、この老朽化した施設を更新し、資源ごみを適正かつ効率的に分別するた

めのマテリアルリサイクル推進施設を整備し、遅れている小型家電等のリサイクルの推進と、住民・事業者への利便性を図り、現在の高リサイクル率の維持及び最終処分量の減少を目指すことを目的とする。

生活排水については、平成25年度末現在で、計画処理区域内人口28.58%が生活雑排水を未処理のまま河川・水路等に排出している現状であり、河川、海を将来において保全していくためには生活排水処理対策の必要性が高いといえる。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、町民に対し、生活排水対策の必要性等について、今後も引き続き普及啓発を行うとともに、生活排水処理対策で昔ながらの澄んだ川、蛍が飛び交うような環境、水質の改善を図るものとする。

生活排水対策の基本として、合併処理浄化槽施設整備を次の項目で逐次整備していくこととしている。

- ① 本町は、下水道事業の認可区域外であり、すぐに事業効果があらわれ、建設費や、維持コストも比較的安価で、全戸が受益対象者になれることなどから、町全体を合併処理浄化槽（個別処理）で整備を図る。
- ② 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を指導推進する。
- ③ 今後行われる宅地開発については、開発規模に応じて合併処理浄化槽又は集合合併処理浄化槽の整備を行う。

#### (4) 広域化の検討状況

ごみの広域処理については、現在、可燃ごみを水俣市、芦北町、津奈木町の1市2町で設立している水俣芦北広域行政事務組合のガス化溶融炉を整備した焼却施設により処理を行っている。

また、生ごみの処理は、民間業者が1市2町の生ごみを集約堆肥化し、し尿・汚泥についてもPFI方式で建設された民間施設において肥料化している。

今後も他のごみにおける広域化処理について、必要に応じて可能性を検討していく。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

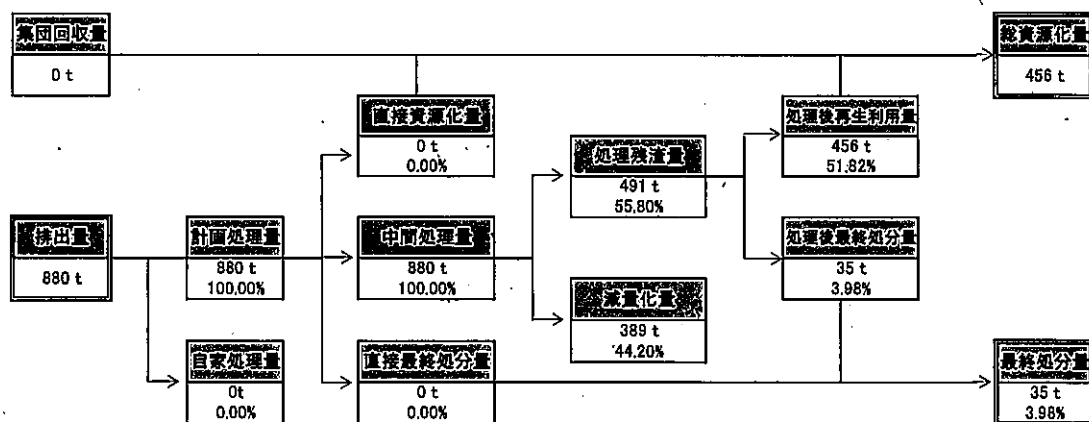
平成25年度における本地域全体の一般廃棄物の排出、処理状況は、図1のとおりである。

本地域全体の総排出量は880tであり、再生利用される「総資源化量」は456t、リサイクル率（(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)÷(ごみの総処理量+集団回収量)）は51.8%である。

中間処理による減量化量は、389tであり、排出量の44.2%が減量化されている。また、排出量の約4.0%に当たる35tが埋め立てられ、中間処理のうち、焼却・溶融量は433tである。

可燃ごみについては、水俣芦北広域行政事務組合においてガス化溶融をおこなっており、余熱は場内で利用し、溶融後発生する溶融固化物のスラグについては、公共工事等の路盤材等として有効利用し、メタルについては資源物として売却している。

図1 一般廃棄物の処理フロー(平成25年度)



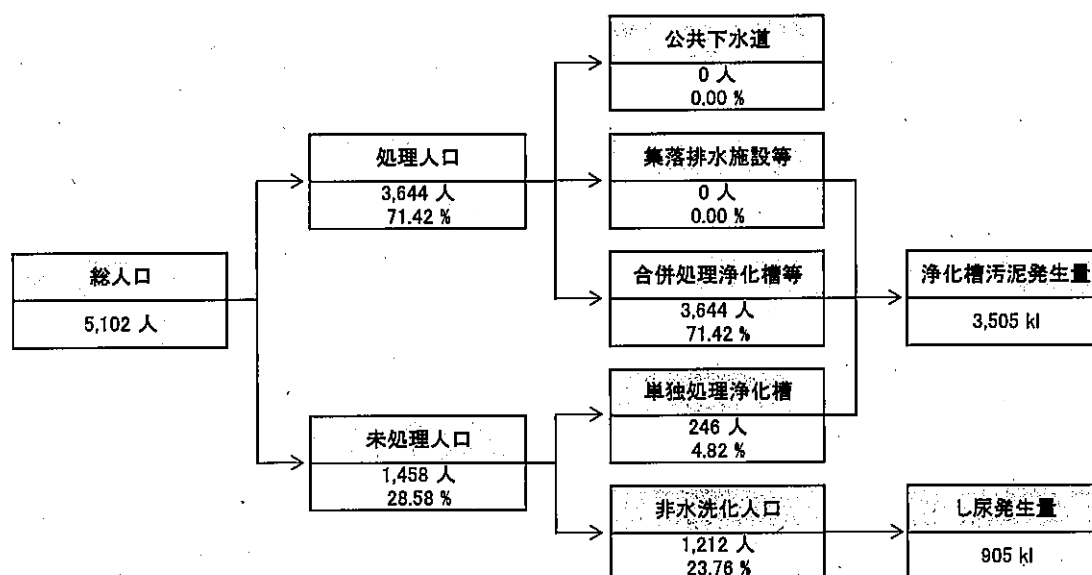
(2) 生活排水の処理の現状

本地域の平成25年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で5,102人であり、水洗化人口は、3,644人、汚水衛生処理率（処理人口÷総人口）は71.42%である。

し尿発生量は905kl/年、浄化槽汚泥発生量は、3,505kl/年であり、年間の処理・処分量（＝収集・運搬量）は4,410kl/年である。

図2 生活排水の処理状況(平成25年度)



(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、別添1に現状と目標のトレンドグラフを添付する。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

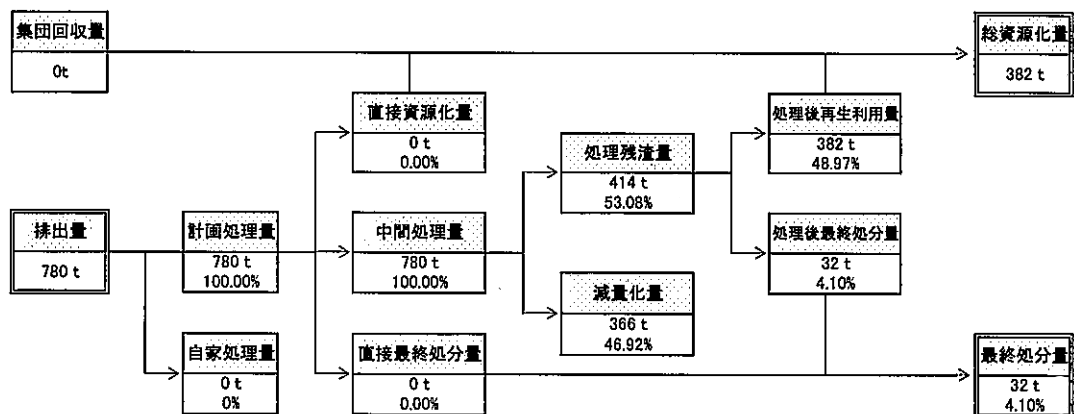
指標・単位	現状(割合※1) (平成25年度)	目標(割合※1) (平成32年度)	
人口	5,102 人	4,661 人 (- 8.6 %)	
総排出量※4	880 t	780 t (- 11.4 %)	
1人1日当りの排出量※5	473 g/人・日	458 g/人・日 (- 3.2 %)	
排出量	事業系		
	排出量	41 t	40 t (- 2.4 %)
	1事業所当りの排出量※2	4.0 t/事業所	3.6 t/事業所 (- 10.0 %)
	家庭系		
	排出量	839 t	740 t (- 11.8 %)
資源化量	431 t	376 t (- 12.8 %)	
1人当りの排出量※3	80 kg/人	78 kg/人 (- 2.5 %)	
1人1日当りのごみ排出量※6	219 g/人・日	214 g/人・日 (- 2.3 %)	
再生利用量	直接資源化量	0 t	0 t (-)
	総資源化量	456 t	382 t (- 16.2 %)
	再生利用率	51.8%	49.0% (- 5.5 %)
集団回収量	集団回収量	0 t	0 t (-)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh (-)
減量化量	中間処理による減量化量	389 t	366 t (- 5.9 %)
最終処分量	埋立最終処分量	35 t	32 t (- 8.6 %)

- ※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合  
 ※2 (1事業所当りの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)  
 ※3 (1人当りの排出量) = [(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)] / (人口) × 1000  
 ※4 (総排出量) = (事業系排出量) + (家庭系排出量)  
 ※5 (1人1日当りのごみ排出量) = [(総排出量) + (集団回収量)] / (人口) / 365日 × 10<sup>6</sup>  
 ※6 (1人1日当たり家庭から排出されるごみの量) = [(家庭系排出量) - (家庭系資源ごみ量)] / (人口) / 365日 × 10<sup>6</sup>

《指標の定義》

- 総排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収量を除く)[単位:トン]  
 再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]  
 集団回収量 : 地域の団体が回収し、直接回収業者と契約して引き渡す自主的な資源回収[単位:トン]  
 熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]  
 減量化量 : 中間処理量のうち焼却、資源化等の中間処理を施し、直接埋立より減量化(資源化含)された量[単位:トン]  
 最終処分量 : 埋立処分された量[単位:トン]

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理フロー(平成32年度)



(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

		平成25年度	平成32年度
処理形態別人口	公共下水道	0人 (0%)	0人 (0%)
	農業集落排水施設等	0人 (0%)	0人 (0%)
	合併処理浄化槽等	3,644人 (71.4%)	3,771人 (80.9%)
	未処理人口	1,458人 (28.6%)	890人 (19.1%)
	合計	5,102人	4,661人
汚泥の量 し尿	汲み取りし尿量	905 kl	713 kl
	浄化槽汚泥量	3,505 kl	3,899 kl
	合計	4,410 kl	4,612 kl



### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進、及び地域の特性に応じた污水处理施設の整備

##### ア 有料化

家庭系ごみについては、紙類、衣類、有害物及び粗大ごみ以外は指定袋で収集しており、指定袋は町内の小売店で販売している。粗大ごみ及び事業系ごみは、町の施設に直接持ち込ませ、手数料を徴収している。

指定袋の価格及び粗大ごみの持ち込み手数料、事業系ごみの処理料金などは、適時見直しを図ってきているが、今後も排出抑制とごみ処理費用負担の公平性の確保を一層進めるために、必要に応じて見直しを図っていくこととする。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

自治会等と連携をとりつつ、ごみの資源化・減量化に対する知識の普及啓発を行っていく。

現状ではごみの減量化、資源化ともに高いレベルに達しており、資源化においては、資源ごみは保管と簡易な処理のみで、民間事業者に引き渡し資源化している。

これは、住民のごみ分別意識が高く、混入物が少ないため可能となっているが、ごみの分別に対する住民の協力は、分別開始から時間が経つと分別意識の低下が起る可能性が高く、これを防止するために、今後も地区説明会等を利用し普及・啓発を推進していく必要がある。

また、助成については、現在、ごみステーションの設置に補助を行っており、今後も継続していく。

##### ウ マイバック運動・レジ袋対策

レジ袋の有料化・マイバック運動については、町内で1事業所が取り組みを行っているが、他自治体での実施状況や地元商工会などの意見を参考に推進を図っていく。

##### エ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 無リン洗剤、せっけんの使用

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理区分については表4のとおりである。

生ごみについては分別収集を行い、委託業者が直接堆肥化し、PETボトルについても分別収集を行い、委託業者が直接再生フレーク化している。可燃ごみについては水俣芦北広域行政事務組合において熔融処理を行い、熔融後発生する熔融固化物のスラグについては、公共工事等の路盤材等として有効利用し、メタルについては資源物として売却している。不燃ごみは埋立処分、粗大ごみは破碎後、金属等を資源化し、残りを焼却している。これら以外の資源ごみは分別収集を行い、業者に委託し資源化しているが、資源ごみの一時保管、簡易処理を行う施設が老朽化などにより整備が不十分であり、今後は、現在のリサイクル率を維持するために、資源ごみの簡易処理機を備えた一時保管施設の更新整備を行う。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは現在と同じく、事業者による持ち込みを原則とし、家庭ごみの分別区分に準じ分別を行う。

また、これまでの件数は少ないが、大量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの減量化、資源化を推進していくよう啓発を行っていく。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在は産業廃棄物の処理を行っておらず、当面は処理を行う予定は無い。

### エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水については、引き続き合併処理浄化槽の整備を進め、整備にあたっては、それぞれ特徴を踏まえ、地形等の自然条件、集落の形成など地域の特性を踏まえた整備を行い生活雑排水の処理率を向上させていく。

### オ 今後の処理体制の要点

- ・ 家庭系ごみは、現在の22分別及び処理体制を継続し、現在の減量化・資源化レベルを維持する。ただし、資源化については、住民の利便性を高めよう施設整備を行う。
- ・ 事業系ごみは、家庭系ごみに準じ分別し、事業者自らが施設に持ち込む。事業者へごみの減量化・資源化について啓発していく。
- ・ 生活排水については、合併処理浄化槽の整備を進め、生活雑排水の処理率の向上を図る。
- ・ 単独処理浄化槽は汚濁負荷が高く、水質汚濁の要因となっていることから、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進める。

表4 津奈木町の家庭ごみの分別と処理方法の現状と今後

現状(平成25年度)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (トン)
			一次処理	二次処理	
可燃ごみ	熔融	埋立	水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンター (焼却施設)	水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンター (最終処分場)	433t
		再資源化		委託	
不燃ごみ	選別	埋立	津奈木町ごみ処理場	民間最終処分場(委託)	16t
粗大ごみ	破碎委託	焼却	津奈木町ごみ処理場	水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンター (焼却施設)	25t
		再資源化		委託	
生ごみ	堆肥化		委託 (民間事業者)		178t
金属	リサイクル	再資源化	委託 (民間事業者)		8t
びん類			委託 (民間事業者)		43t
空き缶			委託 (民間事業者)		13t
PET			委託 (民間事業者)		14t
廃プラ類	リサイクル	再資源化	委託 (民間事業者)		15t
紙類			委託 (民間事業者)		110t
衣類			委託 (民間事業者)		23t
有害物			委託 (民間事業者)		2t

今後(平成32年度)

今後(平成32年度)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (トン)
			一次処理	二次処理	
可燃ごみ	熔融	埋立	水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンター (焼却施設)	水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンター (最終処分場)	382t
		再資源化		委託	
不燃ごみ	選別	埋立	津奈木町ごみ処理場	民間最終処分場(委託)	14t
粗大ごみ	破碎委託	焼却	津奈木町ごみ処理場	水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンター (焼却施設)	20t
		再資源化		委託	
生ごみ	堆肥化		委託 (民間事業者)		168t
金属	リサイクル	再資源化	委託 (民間事業者)		6t
びん類			委託 (民間事業者)		37t
空き缶			委託 (民間事業者)		11t
PET			委託 (民間事業者)		13t
廃プラ類	リサイクル	再資源化	委託 (民間事業者)		13t
紙類			委託 (民間事業者)		96t
衣類			委託 (民間事業者)		18t
有害物			委託 (民間事業者)		2t

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)中、廃棄物の処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)津奈木町ストックヤード整備事業	ストックヤード 125.4㎡ 圧縮機 2t/8h 管理棟 20.7㎡ TS埋込形トラックスケール	熊本県葦北郡津奈木町大字福浜3183	H27-H28

【整備理由】

事業番号1：既存施設の老朽化、分別収集実施に伴う処理能力不足

イ 合併浄化槽の整備

上記(2)中、生活排水の処理における合併浄化槽の整備推進については表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業名	直近の整備基数(基) (平成25年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	26	140	4,103	H27-H31

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の廃棄物の処理体制における施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
21	(仮称)津奈木町ストックヤード建設工事に関する計画支援事業	ストックヤード新設に伴う設計管理、旧焼却炉解体に伴う付着物検査、周辺環境調査	H27-H28

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

生ごみを原料とした堆肥は、順調に販売され、管内の特産品であるサラダ玉ねぎ栽培等に利用されている。

また、浄化槽の汚泥は、広域処理を行い、肥料として再生されているが、管内での、さらなる利用を促進していく必要がある。

可燃ごみの溶融後発生する溶融固化物のスラグについては、公共工事などでの利用拡大を図り、メタルについては資源として販売していく。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関係団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

小型家電のリサイクルについては、一部の小型家電の収集にとどまっており、取り組みが不十分なため、今後は適正な回収への取り組みを推進していく。

ウ 不法投棄対策

現在、町職員や産業廃棄物協会と連携した不法投棄のパトロールを行っており、これを継続するとともに地域社会に対する普及啓発も行い、不法投棄防止を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

地震や台風、津波などの大規模な災害時に発生する廃棄物の適正な処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画策定に取り組む。

また、他市町村との広域的な協力体制については、八代郡市と水俣市・葦北郡における組合内で協議中である。

#### 4 計画中のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

津奈木町では、毎年、報告書により計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて熊本県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

## 様 式

- 【様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1】
- 【様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2】
- 【様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧】

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成26年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	津奈木町	(2) 地域内人口	5,102 人	(3) 地域面積	33.96km
(4) 構成市町村等名					
(5) 地域の条件	人口	面積	沖繩	半島	その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	奄美	豪雪	通疎		

① 組合を構成する市町村

② 設立年月日

③ 設立されていない場合、今後の見通し

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)							目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成32年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	108 t	103 t	86 t	67 t	61 t	41 t	40 t (-2.4%)	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	11.0 t	10.0 t	9.0 t	7.0 t	6.0 t	4.0 t	3.6 t (-10.0%)	
	家庭系 総排出量(トン)	833 t	837 t	853 t	828 t	829 t	839 t	740 t (-11.8%)	
	1人当たりの排出量(kg/人)	153 kg/人	156 kg/人	161 kg/人	157 kg/人	160 kg/人	164 kg/人	159 kg/人 (-3.0%)	
再生利用量	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	941 t	940 t	939 t	895 t	890 t	880 t	780 t (-11.4%)	
	直接資源化量(トン)	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t (-)	
熱回収量	総資源化量(トン)	454 t	452 t	458 t	452 t	435 t	456 t	382 t (-16.2%)	
	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	- MWh	- MWh	- MWh	- MWh	- MWh	- MWh	- MWh (-)	
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	451 t	454 t	448 t	413 t	419 t	389 t	366 t (-5.9%)	
	埋立最終処分量(トン)	36 t	34 t	33 t	30 t	36 t	35 t	32 t (-8.6%)	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(別紙参考を参照)



3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力 (単位)	
焼却施設	津奈木町	機械化/バッチ 焼却炉	有	5t/8h	S53.3	H29.3 更新予定	老朽化	ストックヤード	H29.3	125.4㎡	解体工事有り
	津奈木町	缶圧縮 プレス機	無	12t/8h	H2.3	H29.3 更新予定	老朽化	缶圧縮 プレス機	H29.3	2t/8h	
管理棟	津奈木町	管理棟 (トラックスケール)	無	41㎡	H21.3	H29.3 更新予定	老朽化	管理棟 (トラックスケール)	H29.3	20.2㎡ TS埋込形 トラック スケール	
ストックヤード	津奈木町	ストックヤード	無	119.9㎡	H21.3						

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成26年度)

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考			
				単位	開始	終了	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度					
○再生利用に関する事業							98,223	43,462	54,761	0	0	0	0	0	93,470	41,360	52,110	0	0	0	
津奈木町ごみ処理場ストックヤード整備事業	1	津奈木町	125.4 20.7	m <sup>2</sup> m	27	28	90,051	38,010	52,041	0					85,298	35,908	49,390	0			
津奈木町ストックヤード建設工事に関する計画支援事業	21	津奈木町			27	28	8,172	5,452	2,720						8,172	5,452	2,720				
○浄化槽に関する事業							80,350	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	49,670	9,934	9,934	9,934	9,934	9,934	
浄化槽設置整備	2	津奈木町	125	基	27	31	80,350	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	49,670	9,934	9,934	9,934	9,934	9,934	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			0				178,573	59,532	70,831	16,070	16,070	16,070	16,070	16,070	143,140	51,294	62,044	9,934	9,934	9,934	

※1 事業番号については、計画本文3(3)の各表に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入  
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。  
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。  
 ※4 同一の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金要の可否	事業計画					備考
					開始	終了		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
発生抑制、再利用に関するもの	11	ごみの有料化	・有料指定袋での収集 ・ごみ持込手数料の徴収	津奈木町	H27			事業実施					
	12	ごみ減量の普及啓発 環境教育の推進	・自治会を中心として住民団体と協働し、分別の普及啓発や資源回収の周知に取り組む	津奈木町	H27			事業実施					
	13	広報紙を活用した情報の提供	・広報紙での定期的な情報提供	津奈木町	H27			事業実施					
	14	町民や事業者による資源化の推進	・ごみステーション設置に対する助成	津奈木町	H27			事業実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	15	事業系一般廃棄物の現状と今後	排出事業者のごみの発生抑制、減量化、資源化及び再利用者への意識高揚を図る。	津奈木町	H27			事業実施					
処理施設の整備に関するもの	1	ストックヤード整備	焼却炉を解体のうえストックヤードを整備し、缶圧縮プレス機を更新設置し、管理棟を整備する。	津奈木町	H27	H28	○	解体、建設工事					関連事業21
	2	合併処理浄化槽整備			H27	H31	○	事業実施					
施設整備に係る計画支援に関するもの	21	1の計画支援	ストックヤード新設に伴う設計管理、旧焼却炉解体に伴う付着物検査、周辺環境調査	津奈木町	H27	H28	○	設計管理、付着物検査、環境調査					
その他	31	廃家電リサイクルに関する普及啓発	小型家電を含む家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発	津奈木町	H27			事業実施					
	32	不法投棄対策	パトロールの強化及び普及啓発、看板や防止柵の設置などの取り組みの強化	津奈木町	H27			パトロール、普及啓発の強化及び看板設置による取締強化					
	33	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害マニュアルや今後策定予定の震災廃棄物処理計画等を踏まえた体制整備	津奈木町	H28			事業実施					

## 資 料

【参考資料様式1 施設概要(リサイクル施設系)】

【参考資料様式1 施設概要(浄化槽系)】

## 施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 熊本県

(1) 事業主体名	津奈木町
(2) 施設名称	(仮称)津奈木町ストックヤード
(3) 工期	平成27年度～平成28年度
(4) 施設規模	ストックヤード 125.4㎡ (缶圧縮プレス機 2t/8h) 管理棟 20.7㎡ (TS埋込形トラックスケール)
(5) 処理方式	保管及び空き缶圧縮処理
(6) 地域計画内の役割	津奈木町内で分別収集された資源ごみを一時保管し、圧縮処理、及び災害時等一時的に大量に排出される際のごみの一時保管を行う。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	金属類、缶類、ガラス類、ダンボール、牛乳パック、新聞・雑誌、衣類、廃プラスチック、白トレー、ペットボトル、乾電池・蛍光管、直接搬入ごみ
---------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12) 事業計画額	98,223千円
------------	----------

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名 熊本県

(1) 事業主体名	津奈木町		
(2) 整備計画の方針	農業集落排水処理施設の計画地域外にあつては、合併処理浄化槽の設置を推進する。		
(3) 事業の実施目的及び内容	公共用水域の水質の改善により、生活環境及び優れた自然環境を保全する。		
(4) 設置整備事業の整備計画	有( 27年度～31年度) 無( 年度策定予定)		
(5) 浄化槽整備状況 (実使用人口で記入)	27年度整備計画人口/全体整備計画人口(%)	1.2%	
	25年度までの整備人口/全体整備人口	71.4%	
(6) 具体的な整備計画	総事業費	80,350 千円	(整備計画人口 500人)
	選定額	49,670 千円	
	所要額	80,350 千円	

## ○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額(内訳)

人槽区分	交付対象基数 ( 500 人分)			基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	50	基	( 150 )	17,050,000	25,450,000	17,050,000
6～7人槽	70	基	( 320 )	29,880,000	49,450,000	29,880,000
8～10人槽	5	基	( 30 )	2,740,000	5,450,000	2,740,000
11～20人槽		基	( )			
21～30人槽		基	( )			
31～50人槽		基	( )			
51人槽以上		基	( )			
合計	125	基	( 500 )	49,670,000	80,350,000	49,670,000

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較  
(複数の地区が該当する場合は、当該地区毎に下表を添付すること)

市町村総人口 \_\_\_\_\_ 市町村総人口 \_\_\_\_\_  
対象地域人口 \_\_\_\_\_ 対象地域人口 \_\_\_\_\_

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

## 別 添

【別添1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ】

【津奈木町の位置図】

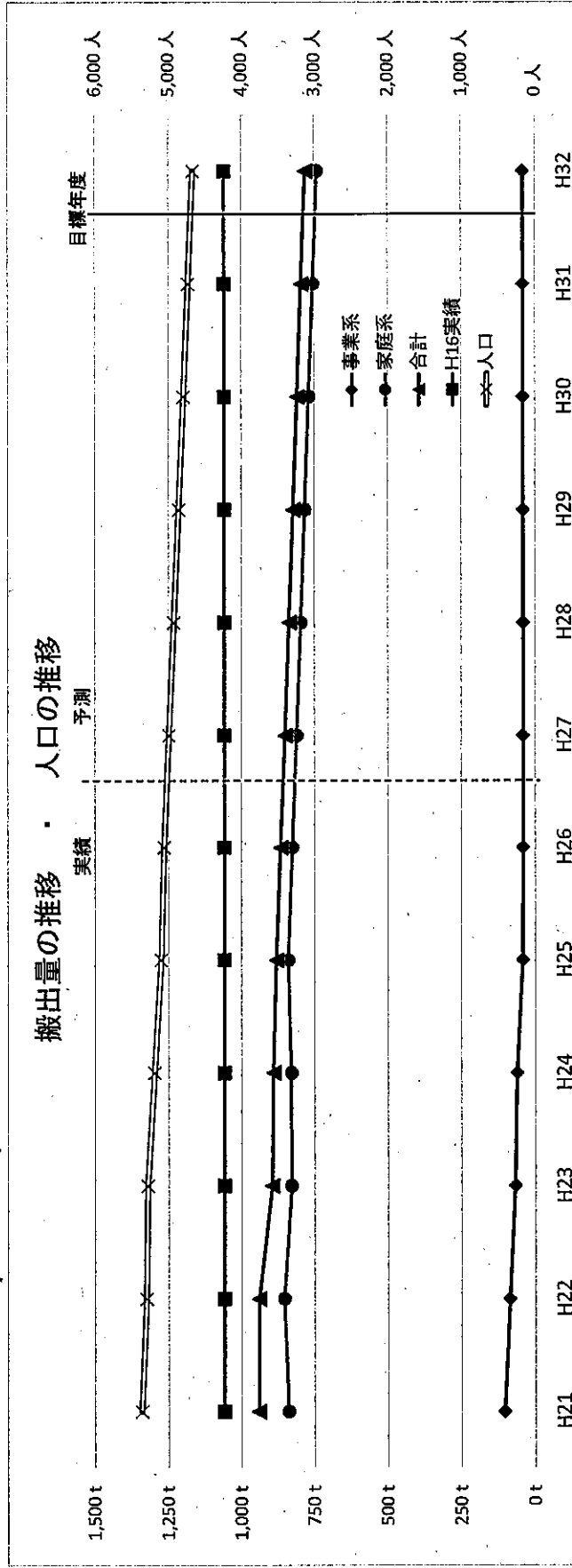
【地域内の施設の現況と予定図】



別添1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ(一般廃棄物)

(人 : t/年)

	実績											予測				
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H29	H30	H31	H32
人口	5,362 人	5,301 人	5,286 人	5,193 人	5,102 人	5,060 人	4,991 人	4,923 人	4,856 人	4,790 人	4,725 人	4,661 人	4,856 人	4,790 人	4,725 人	4,661 人
事業系	103 t	86 t	67 t	61 t	41 t	40 t	40 t	40 t	40 t	40 t	40 t	40 t	40 t	40 t	40 t	40 t
家庭系	837 t	853 t	828 t	829 t	839 t	825 t	810 t	796 t	782 t	768 t	754 t	740 t	782 t	768 t	754 t	740 t
合計	940 t	939 t	895 t	890 t	880 t	865 t	850 t	836 t	822 t	808 t	794 t	780 t	822 t	808 t	794 t	780 t
H16実績	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t	1,059 t

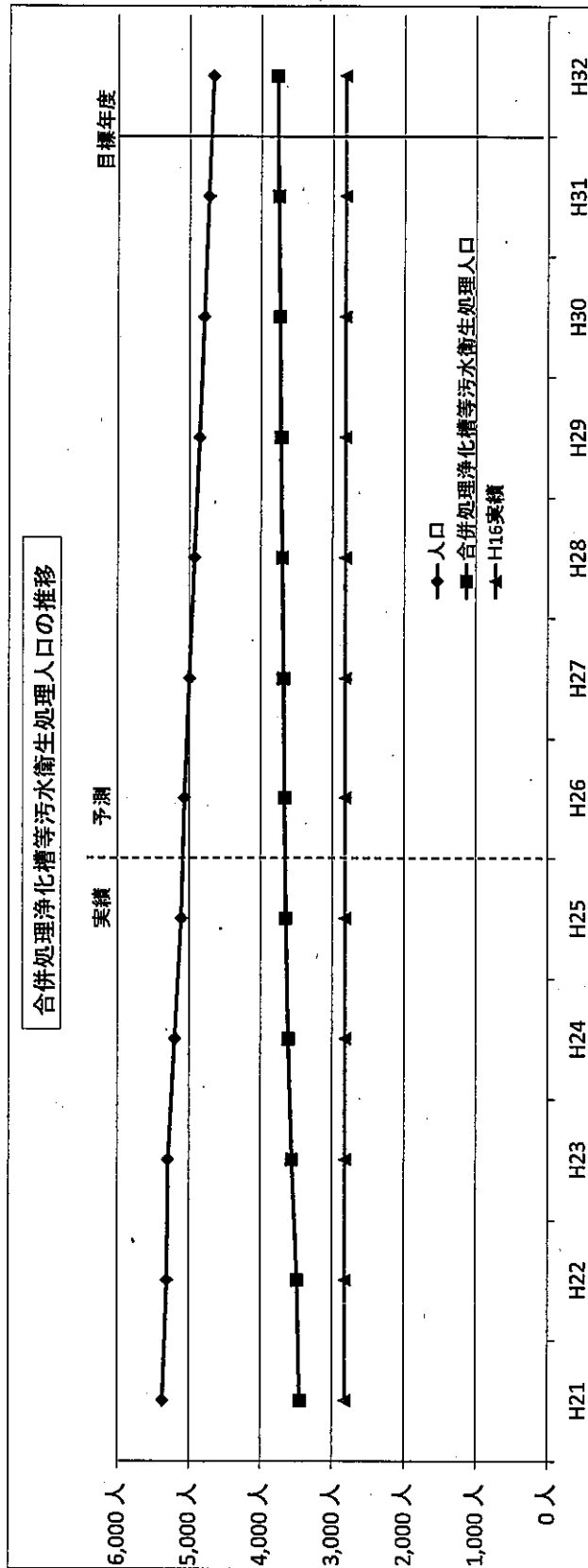


別添1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ(浄化槽系)

別添1

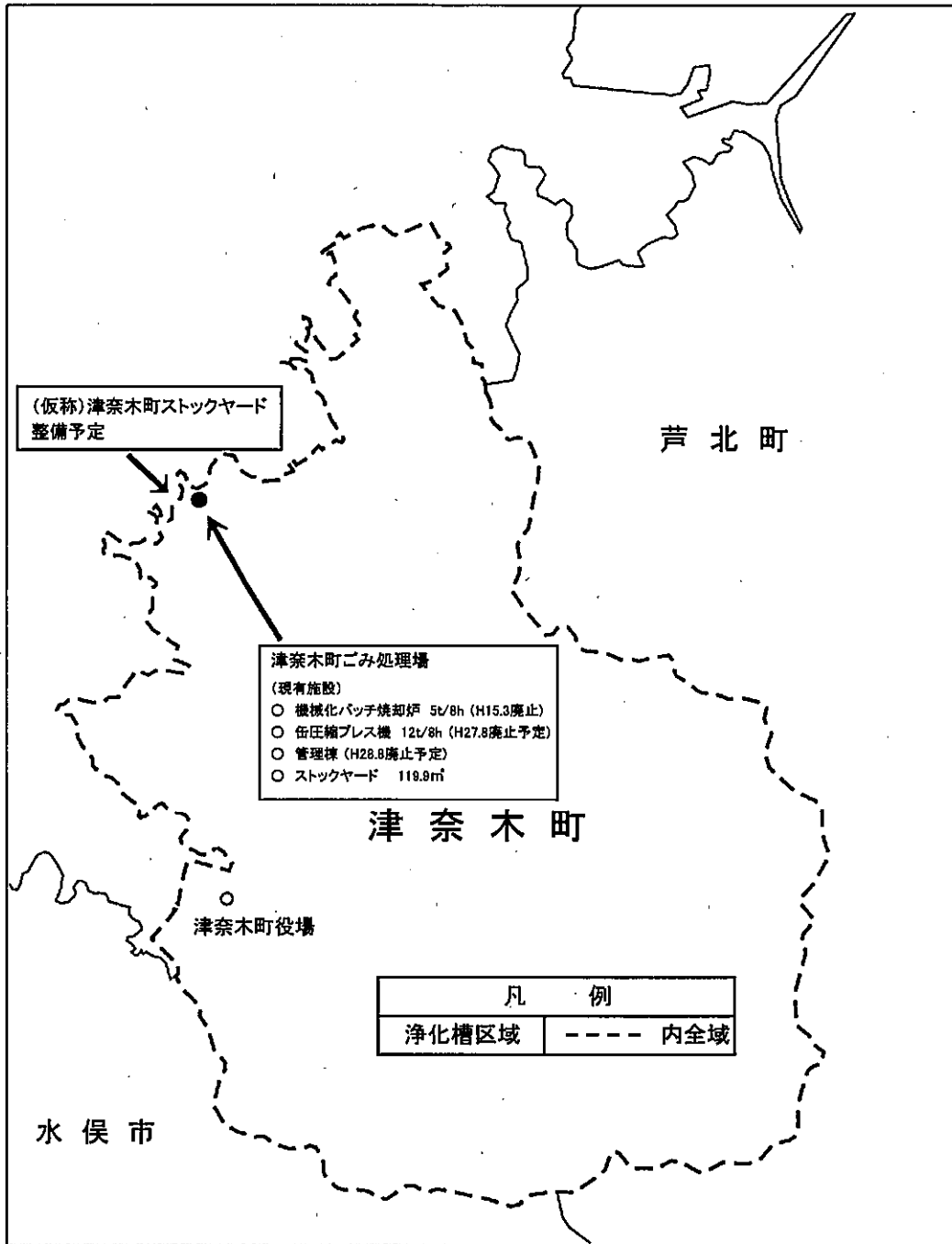
(人 : t/年)

	実績												予測				
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32					
人口	5,382人	5,301人	5,286人	5,193人	5,102人	5,060人	4,991人	4,923人	4,856人	4,790人	4,725人	4,661人					
合併処理 浄化槽等 汚水衛生 処理人口	3,443人	3,483人	3,561人	3,609人	3,644人	3,662人	3,680人	3,698人	3,717人	3,735人	3,753人	3,771人					
H16実績	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人	2,824人		





地域内の施設の現況と予定図





---

津奈木町 循環型社会形成推進地域計画

(平成27年度～平成31年度)

869-5692 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地

TEL 0966-78-3111 FAX0966-78-3111

[http://portal.kumamoto-net.ne.jp/town\\_tsunagi/](http://portal.kumamoto-net.ne.jp/town_tsunagi/)

---